国土交通省令第十七号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第三項並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）第六条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令を次のように定める。

平成十四年三月五日

国土交通大臣　林　寛子

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（対象建設工事の届出）

第二条　法第十条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
二　工事の名称及び場所
三　工事の種類
四　工事の規模
五　請負契約によるか自ら施工するかの別
六　対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
七　対象建設工事の元請業者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
イ　当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
ロ　当該元請業者が置く同法第二十六条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名
八　対象建設工事の元請業者が法第二十一条第一項の登録を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
イ　当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

ロ　当該元請業者が置く法第三十一条に規定する技術管理者の氏名

九　対象建設工事の元請業者から法第十二条第一項の規定による説明を受けた年月日

2　法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

3　前項の届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければならない。

（変更の届出）

第三条　法第十条第二項の主務省令で定める事項は、法第十条第一項第二号から第五号までに規定する事項並びに前条第一項第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。

2　法第十条第二項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第四条　法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　分別解体等の方法

二　解体工事に要する費用

三　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

四　再資源化等に要する費用

（対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五条　法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ　対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。）の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ　対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置

2　前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの

二　ファイルへの記録の方式

第七条　令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十三条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法

2　前項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（報告の徴収に関する事項）

第八条　令第六条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

附　則

この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

（様式第一号）　　（Ａ４）

届　出　書

知事　　平成　　年　　月　　日
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市区町村長　殿

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③工事の種類

□建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事　　用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿＿m2

建築物に係る新築又は増築の工事　　用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿＿m2

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、請負代金＿＿＿＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　　請負代金 ＿＿＿＿＿万円

⑤請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

２．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

ﾌﾘｶﾞﾅ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿＿□大臣□知事＿＿＿＿＿号

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿＿知事＿＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．対象建設工事の元請業者から法第12条第１項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　　年　　月　　日

４．分別解体等の計画等

（建築物に係る解体工事については別表１
建築物に係る新築工事等については別表２
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表３
により記載すること。）

５．工程の概要

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別表１　　（Ａ４）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※	□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他 （　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
	その他 （　　）	
工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備･内装材等の取り外し□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
	（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			

備考

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表２　　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）	
	その他 （　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	その他 （　　）	
工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　□有　□無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
	④屋根	屋根の工事　□有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
	⑥その他 （　　）	その他の工事　□有　□無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			

備考

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表３　　（Ａ４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）※	□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
工事の種類	□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）	
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	搬出経路の状況	
	付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）	
	その他（　　）	
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	その他（　　）	
工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

（様式第二号）　　（Ａ４）

変　更　届　出　書

変更箇所

知事　　平成　　年　　月　　日
市区町村長　殿

ﾌﾘｶﾞﾅ
□ 氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

□ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

１．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③工事の種類
□建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

□ ④工事の規模

建築物に係る解体工事　　用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿＿m2

建築物に係る新築又は増築の工事　　用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿＿m2

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿＿＿、階数＿＿＿＿＿、請負代金＿＿＿＿＿万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　　請負代金 ＿＿＿＿＿万円

□ ⑤請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

２．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

ﾌﾘｶﾞﾅ
□ ①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

□ ②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ③許可番号（登録番号）
□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿＿□大臣□知事＿＿＿＿＿号

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿＿知事＿＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ３．対象建設工事の元請業者から法第12条第１項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

平成　　年　　月　　日

□ ４．分別解体等の計画等
（建築物に係る解体工事については別表１
建築物に係る新築工事等については別表２
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表３
により記載すること。）

□ ５．工程の概要

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別表１　　（Ａ４）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

変更箇所			
	建築物の構造※	□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
□		周辺状況	
□		作業場所の状況	
□		搬出経路の状況	
□		残存物品の有無	
□		付着物の有無	
□		その他 （　　）	
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
□		搬出経路の確保	
□		残存物品の搬出の確認	
□		その他 （　　）	
□	工事着手の時期※	平成　年　月　日	

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
□		①建築設備・内装材等	建築設備･内装材等の取り外し□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
□		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
□		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□		⑤その他 （　　）	その他の取り壊し　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
□			□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
□			□ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
□			□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤
		（注）　①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			
□	備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表２　　（Ａ４）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所			
□	使用する特定建設資材の種類※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
□		周辺状況	
□		作業場所の状況	
□		搬出経路の状況	
□		付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）	
□		その他 （　　）	
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
□		搬出経路の確保	
□		その他 （　　）	
□	工事着手の時期※	平成　年　月　日	

変更箇所		工程	作業内容
□	工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事　□有　□無
□		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
□		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
□		④屋根	屋根の工事　□有　□無
□		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
□		⑥その他 （　　）	その他の工事　□有　□無

変更箇所		特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
□	廃棄物発生見込量		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□			□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□			□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		（注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			
□	備考				

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表３　　（Ａ４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所			
	工作物の構造（解体工事のみ）※	□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
□	工事の種類	□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話 □その他（　　）	
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※	□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	
□		周辺状況	
□		作業場所の状況	
□		搬出経路の状況	
□		付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）	
□		その他（　　）	
□	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
□		搬出経路の確保	
□		その他（　　）	
□	工事着手の時期※	平成　年　月　日	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□	①仮設	仮設工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	②土工	土工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	③基礎	基礎工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）	□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※	トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
□		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			
□	備考			

※以外の事項は法第９条第２項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。